



## 水稲低コスト化・省力化推進事業

### 1 事業内容

#### (1) 低コスト化設備支援

ア 支援内容

水稲栽培に使用する、経費の低コスト化を行うことのできる設備の導入を支援します。

イ 補助金額

事業費の3/10以内（上限：1,000,000円）

ウ 補助対象経費

直は用機材、疎植用機材等作業の低コスト化に係る機材の導入経費

#### (2) 省力化設備支援

ア 支援内容

水稲栽培に使用する、労力の省力化を図ることのできる設備の導入を支援します。

イ 補助金額

事業費の3/10以内（上限：500,000円）

ウ 補助対象経費

農薬散布用ドローン、農薬散布用無人ボート等作業の省力化に係る機材の導入経費

#### (3) 省力化作業委託支援

ア 支援内容

航空防除等、農薬散布を委託する際の経費を支援します。

イ 補助金額

事業費の1/10以内

（上限：1団体 100,000円、3団体以上の共同申請 500,000円）

ウ 補助対象経費

(ア) 航空防除を用いた薬剤散布の作業委託経費

(イ) 作業委託の際に使用する薬剤の購入経費

(ウ) 作業委託を行う際に発生する事務経費

### 2 対象者

以下の要件のすべてを満たすものとする。

(1) 石川町内に住所を有するもの

(2) 人・農地プランに位置付けられているまたは位置づけられる予定のある農業者等3戸以上で構成される営農組合、営農集団及び法人（組織運営に関する規約を有し、長期的な生産活動を計画しているもの）

(3) 町税等の滞納がないもの



裏面に続きます

### 3 申請方法・期限

#### (1) 申請方法

石川町農政課のHPより申請書をダウンロードするか、または石川町農政課にお問い合わせください。

#### (2) 提出先及び申請期限

下記申請期限までに、石川町役場農政課農政係に提出ください。

##### ア 低コスト化設備支援

令和3年6月30日(水)まで

##### イ 省力化設備支援

令和3年6月30日(水)まで

##### ウ 省力化作業委託支援

令和3年5月31日(月)まで

#### (3) 申請書類

- ア 水稻低コスト化・省力化推進事業認定申請書(様式第1号)
- イ 構成員名簿
- ウ 組織規約
- エ 見積書

### 4 注意事項

- (1) 本事業は予算の範囲内で実施するため、不採択または補助金が減額となる可能性がありますので、予め御了承願います。
- (2) 申請書の記入及び必要書類の作成については、必ず申請者自身が行ってください。
- (3) 本事業の認定前に設備を導入した、または作業を委託してしまった場合補助事業の対象となりません。

### 5 お問い合わせ先

石川町役場農政課農政係(石川町字長久保185-4)

TEL 0247-26-9126 FAX 0247-26-0360

